# 利用料規程 (一般入居者用)

社会福祉法人一会 ケアハウス 春の家

☆居住に要する費用 (一括納入金 626万円の場合、月額 0円)

大阪府が定めた方式により算出した額を原則として一括納入して頂きますが、 分割方式もございますのでご相談下さい。

(分割方式)

- 一時金 200 万円の場合、月額 18,110 円
- 一時金 100 万円の場合、月額 22,920 円
  - 一時金無しの場合、月額 27,640 円
- ※一括納入金及び一時金に関しましては、退居時に入居月数に応じ精算し残金をご返還致します

☆生活費 大阪府の基準により定められた額を納入して頂きます

☆サービスの提供に要する費用

大阪府の基準により定められた額を納入して頂きます

(但し、対象収入により助成が有りますので、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額は、下記の表により 求めた額とする)

## 生活費及びサービスの提供に要する費用 (月額)

令和6年8月現在

|    | 対象収入による階層区分             | 生活費      | サービスの提供に要する費用 | 合計        |
|----|-------------------------|----------|---------------|-----------|
| 1  | 1,500,000 円以下           | 48,764 円 | 10,000 円      | 58,764 円  |
| 2  | 1,500,001 円~1,600,000 円 | 48,764 円 | 13,000 円      | 61,764 円  |
| 3  | 1,600,001 円~1,700,000 円 | 48,764 円 | 16,000 円      | 64,764 円  |
| 4  | 1,700,001 円~1,800,000 円 | 48,764 円 | 19,000 円      | 67,764 円  |
| 5  | 1,800,001 円~1,900,000 円 | 48,764 円 | 22,000 円      | 70,764 円  |
| 6  | 1,900,001 円~2,000,000 円 | 48,764 円 | 25,000 円      | 73,764 円  |
| 7  | 2,000,001 円~2,100,000 円 | 48,764 円 | 30,000 円      | 78,764 円  |
| 8  | 2,100,001 円~2,200,000 円 | 48,764 円 | 35,000 円      | 83,764 円  |
| 9  | 2,200,001 円~2,300,000 円 | 48,764 円 | 40,000 円      | 88,764 円  |
| 10 | 2,300,001 円~2,400,000 円 | 48,764 円 | 45,000 円      | 93,764 円  |
| 11 | 2,400,001 円~2,500,000 円 | 48,764 円 | 50,000 円      | 98,764 円  |
| 12 | 2,500,001 円~2,600,000 円 | 48,764 円 | 57,000 円      | 105,764 円 |
| 13 | 2,600,001 円~2,700,000 円 | 48,764 円 | 64,000 円      | 112764 円  |
| 14 | 2,700,001 円~2,800,000 円 | 48,764 円 | 71,000 円      | 119,764 円 |
| 15 | 2,800,001 円~2,900,000 円 | 48,764 円 | 78,000 円      | 126,764 円 |
| 16 | 2,900,001 円以上           | 48,764 円 | 82,800 円      | 131,564 円 |

- 注:◆この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く)から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
  - ◆この内容は、大阪府の通達により変動する事が有ります。

二人で入居される場合について、二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の二分の一をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の二人それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とする。この場合、100円未満は切り捨てとする。

☆夏期共有部分冷房費(6月~9月)☆生活費冬期加算(11月~3月)月額 2,070円2,100円

### ☆その他利用料金、使用料

- (1) 各居室内で使用される電気料金は、各個別メーターによる実費
- (2) 各居室内で使用される水道料金 月額 2,361 円
- (3) 各階共同洗濯場で使用される洗濯機・乾燥機の使用料
- (4) 空気消臭・殺菌装置維持管理費 月額800円
- (5) クラブ活動や外出行事の実費
- (6) 施設で運行する定期の送迎車の利用料
  - ①月額4,000円(月のうち下記の送迎先の送迎車に何回でも利用していただけます。)
  - ②年額 4.000 円 (維持管理費) + 行き先の実費 (利用された分の料金を算定します。)
  - 送迎先 · 富田林駅(毎日※850 円) · 岡記念病院(毎週火曜日※1,000 円)
    - ・森屋バス停迎え (毎日※300円) ※②の場合の片道料金
- (7) 自家用車を持って入居された場合の駐車料金 自動車月額3,000円 自動二輪車月額500円
- (8) 個別サービスの利用の実費
- (9) おむつ代等日常生活における消耗品の実費
- (10) 居室に設置している冷暖房機の利用料 月額①2,050 円 ②2,310 円
  - ・居室の広さによって機械本体が異なりますので、料金が変わります。
  - ・修理費用は自己負担となります。
  - ・冷暖房機は各居室に備え付けておりますが、利用されない方または自費で取り付ける方には利用料 金はございません。

# 利用料規程

## (特定施設入居者生活介護利用者用)

社会福祉法人一会 ケアハウス 春の家

☆居住に要する費用 (一括納入金 626万円の場合、月額 0円)

大阪府が定めた方式により算出した額を原則として一括納入して頂きますが、 分割方式もございますのでご相談下さい。

(分割方式)

- 一時金 200 万円の場合、月額 18,110 円
- 一時金 100 万円の場合、月額 22,920 円
  - 一時金無しの場合、月額 27,640 円

※一括納入金及び一時金に関しましては、退去時に入居月数に応じ精算し残金をご返還致します

☆生活費 大阪府の基準により定められた額を納入して頂きます

☆サービスの提供に要する費用

大阪府の基準により定められた額を納入して頂きます

(但し、対象収入により助成が有りますので、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額は、下記の表により 求めた額とする)

## 生活費及びサービスの提供に要する費用(月額)

令和6年8月現在

|    | 対象収入による階層区分             | 生活費      | サービスの提供に要する費用 | 合計       |
|----|-------------------------|----------|---------------|----------|
| 1  | 1,500,000 円以下           | 48,764 円 | 10,000 円      | 58,764 円 |
| 2  | 1,500,001 円~1,600,000 円 | 48,764 円 | 13,000 円      | 61,764 円 |
| 3  | 1,600,001 円~1,700,000 円 | 48,764 円 | 16,000 円      | 64,764 円 |
| 4  | 1,700,001 円~1,800,000 円 | 48,764 円 | 19,000 円      | 67,764 円 |
| 5  | 1,800,001 円~1,900,000 円 | 48,764 円 | 22,000 円      | 70,764 円 |
| 6  | 1,900,001 円~2,000,000 円 | 48,764 円 | 25,000 円      | 73,764 円 |
| 7  | 2,000,001 円~2,100,000 円 | 48,764 円 | 30,000 円      | 78,764 円 |
| 8  | 2,100,001 円~2,200,000 円 | 48,764 円 | 35,000 円      | 83,764 円 |
| 9  | 2,200,001 円~2,300,000 円 | 48,764 円 | 40,000 円      | 88,764 円 |
| 10 | 2,300,001 円~2,400,000 円 | 48,764 円 | 45,000 円      | 93,764 円 |
| 11 | 2,400,001 円以上           | 48,764 円 | 48,800 円      | 97,564 円 |

- 注:◆この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定する事が適当でないものを除く)から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
  - ◆この内容は、大阪府の通達により変動する事が有ります。

二人で入居される場合について、二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の二分の一をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の二人それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から 30%減額した額を本人からサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とする。この場合、100 円未満は切り捨てとする。

## ☆介護費用

| ご契約者様の要介護度 | 要支援 1   | 要支援 2   | 要介護 1   | 要介護 2   | 要介護 3   | 要介護 4   | 要介護 5   |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| サービス利用料金   | 1,879 円 | 3,214 円 | 5,566 円 | 6,254 円 | 6,973 円 | 7,640 円 | 8,349 円 |
| 介護保険給付の金額  | 1,691 円 | 2,892 円 | 5,009 円 | 5,628 円 | 6,275 円 | 6,876 円 | 7,514 円 |
| 自己負担額      | 188 円   | 322 円   | 557 円   | 626 円   | 698 円   | 764 円   | 835 円   |

(※上記表は、1割負担の場合の一日あたりの費用です)

地域区分单価 10.27

### ☆その他加算給付

- 1. 夜間看護体制加算(Ⅱ)「9単位/日」
  - ※「重度化対応指針」を策定した上で看護職員とオンコールの連絡体制をとるなどし、夜間の緊急時 には医療機関と連携して対応を図るための加算です。
- 2. 介護職員処遇改善費加算(Ⅲ)

「基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に11.0%の加算率を乗じた単位数で算定/月」 ※介護職員の処遇改善(賃金・教育・研修体制・職場環境等の改善等)を図るための加算です。

- 3. サービス提供体制加算 (I) 「22 単位/日」
  - \*介護サービスを提供する介護事業者(職員)の専門性やキャリアを評価するための加算です。
- 4. 退院・退所時連携加算「30単位/日」
  - \*医療提供施設を退院、退所した後に特定施設に入居する利用者が、施設での生活が円滑に送れる ように病院等と連携・調整を行うことを評価する加算です。

### ☆その他利用料金、使用料

- (1) 各居室内で使用される電気料金は、各個別メーターによる実費
- (2) 各居室内で使用される水道料金 月額 2,361 円
- (3) 各階共同洗濯場で使用される洗濯機・乾燥機の使用料
- (4) 空気消臭・殺菌装置維持管理費 月額800円
- (5) クラブ活動や外出行事、レクリエーションの実費
- (6) 施設で運行する定期の送迎車の利用料
  - ①月額4,000円(月のうち下記の送迎先の送迎車に何回でも利用していただけます。)
  - ②年額4,000円(維持管理費)+行き先の実費(利用された分の料金を算定します。)

  - 送迎先 ・富田林駅(毎日※850円) ・岡記念病院(毎週火曜日※1,000円)
    - ・森屋バス停迎え(毎日※300円)
- ※②の場合の片道料金
- (7) 自家用車を持って入居された場合の駐車料金 自動車月額3,000円 自動二輪車月額500円
- (8) 個別サービスの利用の実費
- (9) おむつ代等日常生活における消耗品の実費
- (10) 居室に設置している冷暖房機の利用料 月額①2,050 円 ②2,310 円
  - ・居室の広さによって機械本体が異なりますので、料金が変わります。
  - ・修理費用は自己負担となります。
  - ・冷暖房機は各居室に備え付けておりますが、利用されない方または自費で取り付ける方には利用料 金はございません。